

【令和7年4月1日～】 入院時の食事負担金の変更について

昨今における光熱費や食材費等の高騰を理由に、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、稲沢厚生病院におきましても令和7年4月1日より、下記のように負担金が増えるため、ご理解をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

◆入院時食事療養の標準負担額について（1食につき）

区分				標準負担額	
70歳未満の方	70歳以上の方			令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般 (住民税課税世帯)	一般 (住民税課税世帯)			490円	510円
	(住民税課税世帯)	(例外1) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		280円	300円
		(例外2) 精神科入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神科に入院している患者		260円	260円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日以内	230円	240円
	(低所得者Ⅱ)		90日超	180円	190円
	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅰ)			110円	110円

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

令和7年3月31日

稲沢厚生病院 医事課